

地域生活定着支援センターについて



滋賀県地域生活定着支援センター

福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状 参照:厚生労働省社会・援護局資料



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は、約1,000人(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる。(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の手続き、福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要

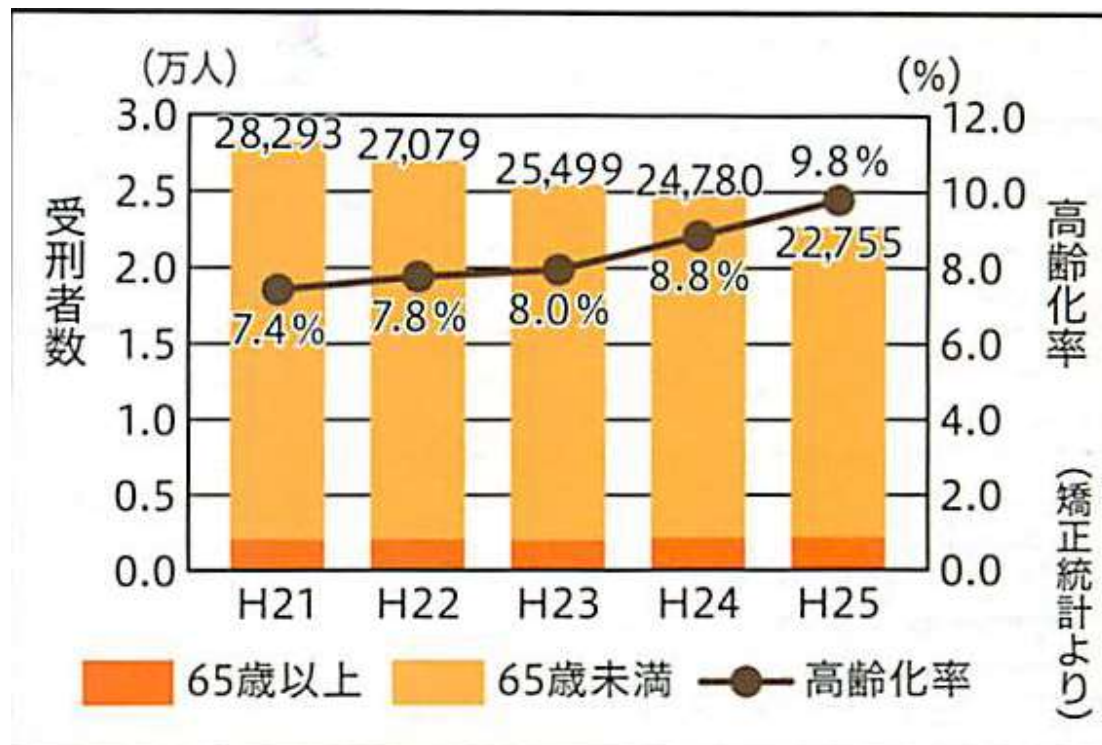
刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができてない。

地域で生活できない
↓
犯罪を犯し、再度 入所

再犯リスク大

福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所

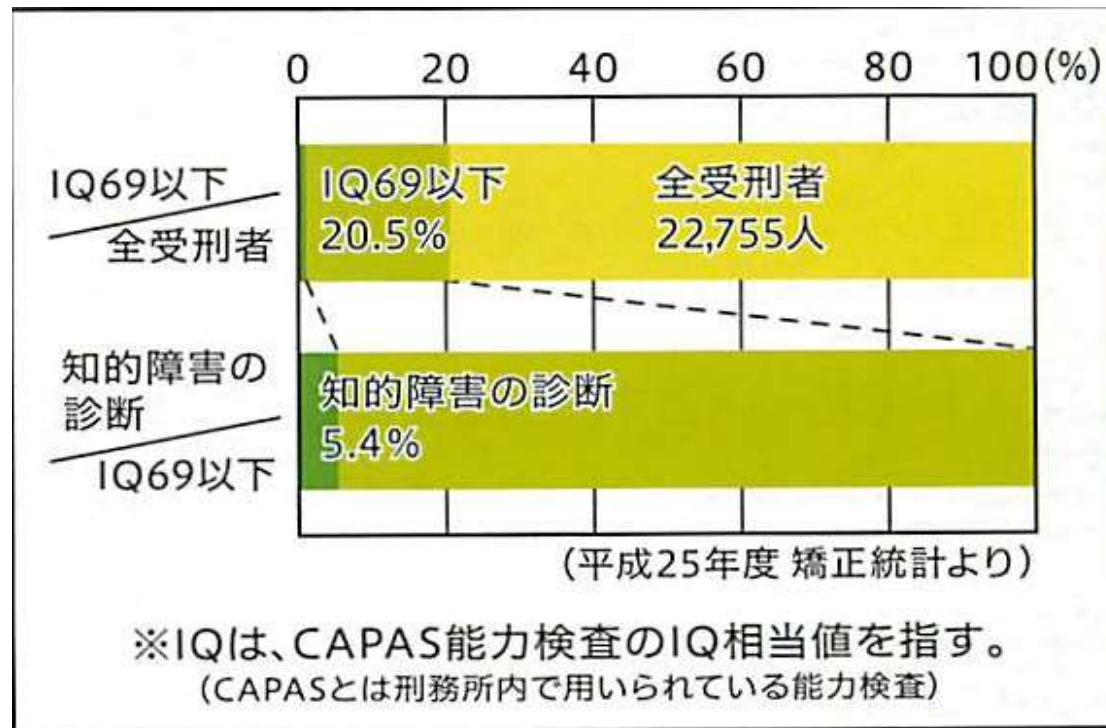
刑務所の中の高齢者の状況



受刑者数の推移(65歳以上/65歳未満)と
受刑者に占める高齢者の割合

ちなみに・・・令和2年度では、
高齢者率12.9% 65歳以上受刑者数2,143人

刑務所の中の障害者の状況



受刑者に占めるIQ69以下の人の割合と、それに占める知的障害の診断を受けている人の割合

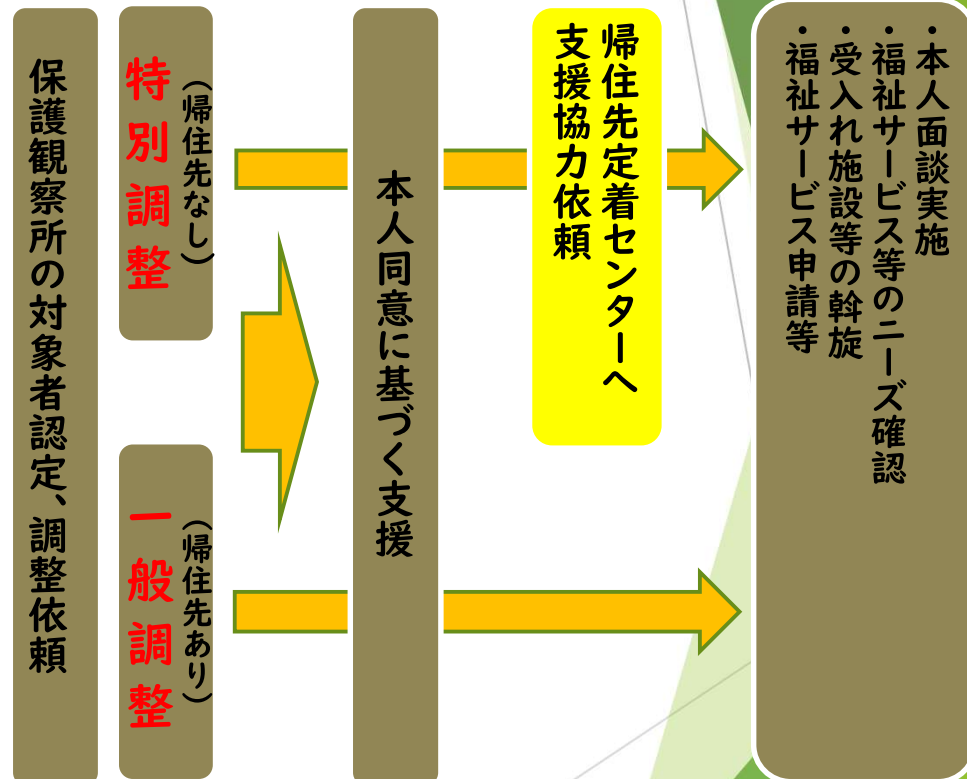
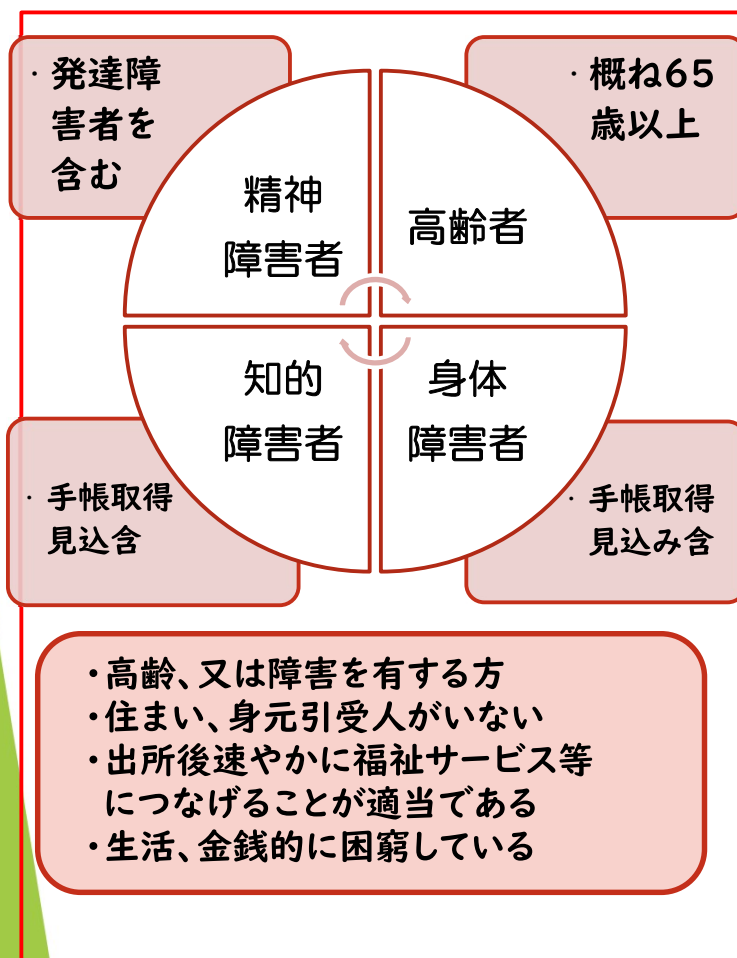
ちなみに・・・令和3年度調査で知的障害やその疑いがある受刑者は、1345人
うち、療育手帳を取得しているのは、414人(30.8%) (法務省統計より)

2～3割の障害者・高齢者がいる。
定着支援センターはその人たちの帰る所や
福祉サービスの調整をするために、各都道府
県に1ヶ所ずつ設置されました。

<定着支援センターの主な業務>

- ▶ コーディネート業務
- ▶ フォローアップ業務
- ▶ 相談支援業務
- ▶ 被疑者等支援業務
- ▶ 地域ネットワーク強化業務

① コーディネート業務



② フォローアップ

矯正施設出所後

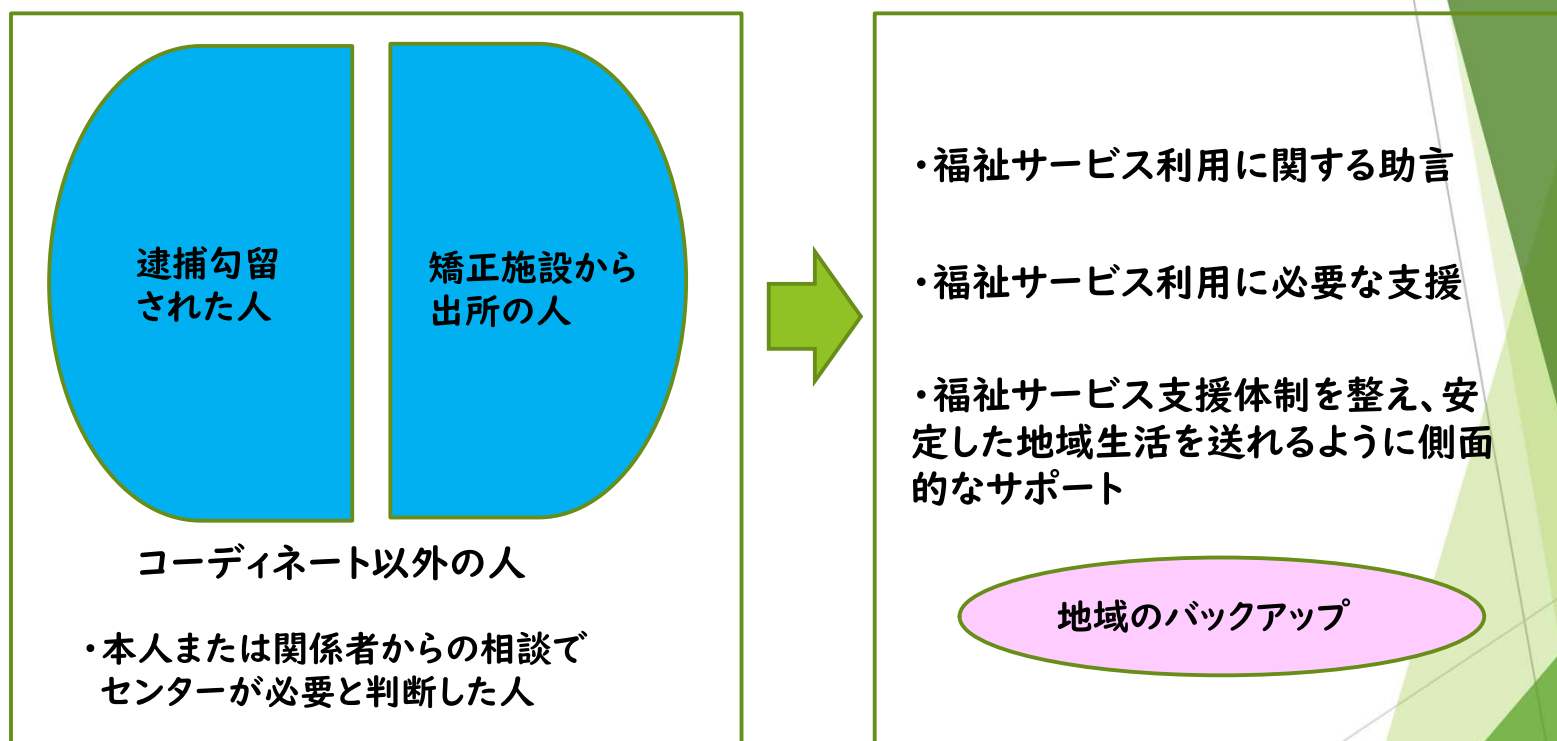


- ・出所時の出迎え
- ・支援受け入れ事務所、施設等への引継ぎ
- ・支援者のサポート
- ・本人見守り
- ・通院同行 手続き同行



地域移行後の生活が一定安定すれば支援終了

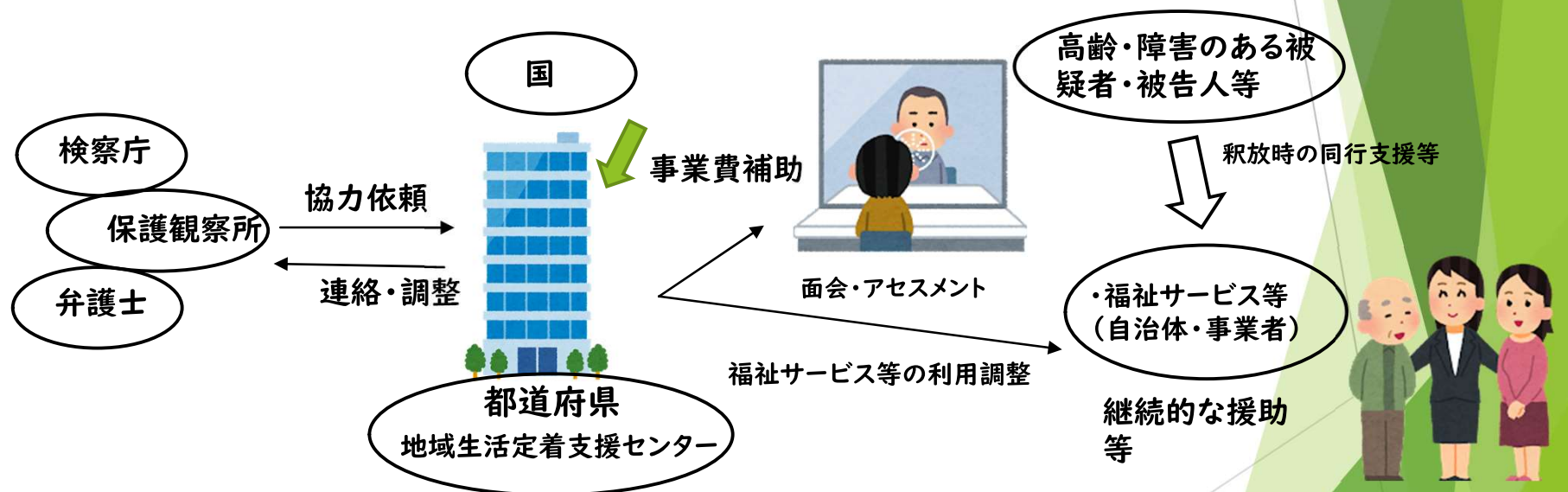
③ 相談支援の支援対象と内容



④ 被疑者等支援業務 (R3年度から開始)

○対象者: 刑事手続きの段階にある被疑者・被告人

○目的: 釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため



地域生活定着促進事業 (H21～厚生労働省補助事業)



コーディネート業務 (特別調整・一般調整)

定着



保護観察所からの依頼をうけて支援開始 (担当制)
出所までに面会し意向確認
サービス調整
帰住先調整 (特別調整)

社会福祉士面談
障がい又は高齢
出所まで6-8月以上
帰るところがない
福祉的支援が必要
本人同意



矯正施設及び少年院

保護観察官面談
(候補者選定)
更生意欲の確認
条件確認
同意確認



保護観察所

フォローアップ業務

出所日出迎え、帰住先へ引き継ぐ
生活保護申請等の役所手続き同行支援
受診同行支援
買い物支援

帰住先での生活を定期的に訪問し見守る
受け入れ先のバックアップ
落ち着いてきたらフォローアップ終了



相談支援業務

コーディネートに選ばれず出所したものの、生活に困っている場合の福祉利用相談
罰金や執行猶予などで釈放されたもののこれからの生活に困っている場合の福祉利用相談



役所・役場

他県センター



病院



福祉施設 サービス事業所



⑤ 地域ネットワーク強化業務

- 地域福祉支援検討会（事例検討）
- 福祉事業者巡回開拓（新規受け入れ拡大）
- 地域福祉研修（啓発）

